

第2編 障害者計画

第1章 計画の考え方

1 計画の基本理念

だれもが 住み慣れた地域で 自分らしく 安心して暮らせる 支え合いのまちづくり

～地域共生社会を目指して～

「第3次津山市地域福祉計画」の基本理念である、「だれもが 住み慣れた地域で 自分らしく 安心して暮らせる 支え合いのまちづくり」を本計画の基本理念とします。

本市では平成28（2016）年に第5次総合計画を策定し、めざすまちの姿「彩あふれる花開く 津山の創造 ～市民 一人ひとりの想いがかなう 夢と希望の花が咲き誇るまち～」の実現に向けて施策を総合的に推進しています。その中で特に障害者福祉の充実、開花プログラムⅡ「健やかで安心できる 支え合いのまちづくり」に定められています。

「津山市障害者計画（平成30（2018）年度～令和5（2023）年度）」では、「だれもが住み慣れた地域で 健やかに安心して暮らせる 支え合いのまちづくり」を基本理念とし、地域共生社会の実現を目指してきました。

本計画では、引き続き地域共生社会の実現に向けて、障害の有無に関わらず、全ての人が生きがいや役割を持って社会に参加し、住み慣れた地域でなじみの人たちに囲まれ、お互いに支え合いながら自分らしく安心して暮らすことができる地域づくりを目指します。そのために、障害のある人の人格と個性を尊重し、その能力を十分に発揮できるよう障害特性に配慮したきめ細かい支援と環境づくり、住民一人ひとりの障害や障害のある人についての正しい理解と認識の促進、地域における支え合いの仕組みづくりを進めます。

2 計画の基本目標

基本理念を実現するために、次の4つを基本目標とします。

基本目標1 住み慣れた地域で暮らすための支援

障害のある人も障害のない人も住み慣れた地域でともに暮らし、学び、働くインクルーシブな社会、地域共生社会の実現を図るためには、個々の状況や障害の特性に応じた障害福祉サービスを受けられることや、生活上の困難を身近に相談できる場の整備、そして、地域の人が障害のある人や障害に関して正しい理解と認識を深めることが必要です。

施設入所者や入院している人の地域移行を進めるために、住宅やグループホーム等の生活の場を確保するとともに地域におけるサービス利用の質・量的な充足及び利便性の向上を目指します。

相談支援体制を整備し、関係機関が情報を共有し、重層的に支援することにより、障害のある人の課題解決に取り組みます。

だれもが個性や人格を尊重し、自分らしく安心して暮らせる地域共生社会を目指し、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法）」や「障害者差別解消法」を踏まえた虐待の防止及び差別の解消を図ります。また、本人の自己決定を尊重する観点から成年後見制度の利用促進等意思決定のための取組を推進します。

障害のある人が自立した社会生活を営むにあたり、必要な情報にアクセスすることができるよう、情報発信における多様な媒体の活用、言語その他の意思疎通のための手段を選択する機会の確保、障害の特性に応じた情報環境の整備等を進め、情報アクセシビリティの向上に取り組みます。併せて、障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援の充実を図ります。

基本目標2 こころとからだの健康づくり

障害の早期発見や早期対応には、地域における医療や相談体制の整備が重要です。ライフステージごとの健康診査の実施による健康の保持・増進、障害の早期発見を目指します。

また、事故や生活習慣病等による後天的な障害の重症化の防止や予防のために、日々の健康づくりの支援や健康に関する情報の発信、講習による正しい知識の習得を広く普及します。

精神疾患については近年増加傾向にあり、正しい知識の習得を広く普及することにより、精神障害のある人の自立や社会参加の支援を行うとともに、必要に応じた医療及び相談体制を整備し、地域生活を支援します。

発達障害については、近年相談件数が増加しています。多様なニーズに合わせた支援を行うために、関係機関と連携しながら相談体制の充実を図ります。

療育については、早期に発達に応じた療育を受けることができるよう、5歳児健康調査などの各種健診や相談支援体制を充実し、発達等に対する気づきを適切な支援につなげるための体制を整えるとともに、療育施設の整備、保護者や家族への支援を充実します。

基本目標3 社会参加と自立の基盤づくり

障害のある人が地域で自立した生活を営むためには、進学・就労先の確保、就労や地域活動への参加により生きがいをもつことが重要です。

障害のある人が働く場所を拡大するために、働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、事業者に対して障害者雇用に関する情報提供や職場環境の改善及び障害者就労に対する理解の促進を目的とした啓発を引き続き行います。

就労の課題解決に向けて、相談支援体制を整えるとともに、障害のある人の一般就労に向けた支援や職場への定着支援を推進します。

障害のある人が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、また、成長の各段階で切れ目のない一貫した保育・教育支援を提供します。保育・教育の場では、児童が互いの個性や多様性を認め、障害の有無に関わらず、ともに学び育つことができるような環境を整備し、インクルーシブ教育を充実させるとともに、保育・教育職員に対して研修を行い専門性の向上を目指します。

障害の有無に関わらず、全ての人が生きがいをもち、いきいきと充実して過ごすことができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ・文化等の様々な機会に親しむための多様な学びの場やその機会を提供するなど、関係施策を横断的かつ総合的に推進するとともに、地域共生社会の実現を目指します。

基本目標4 安心して暮らせる支え合いのまちづくり

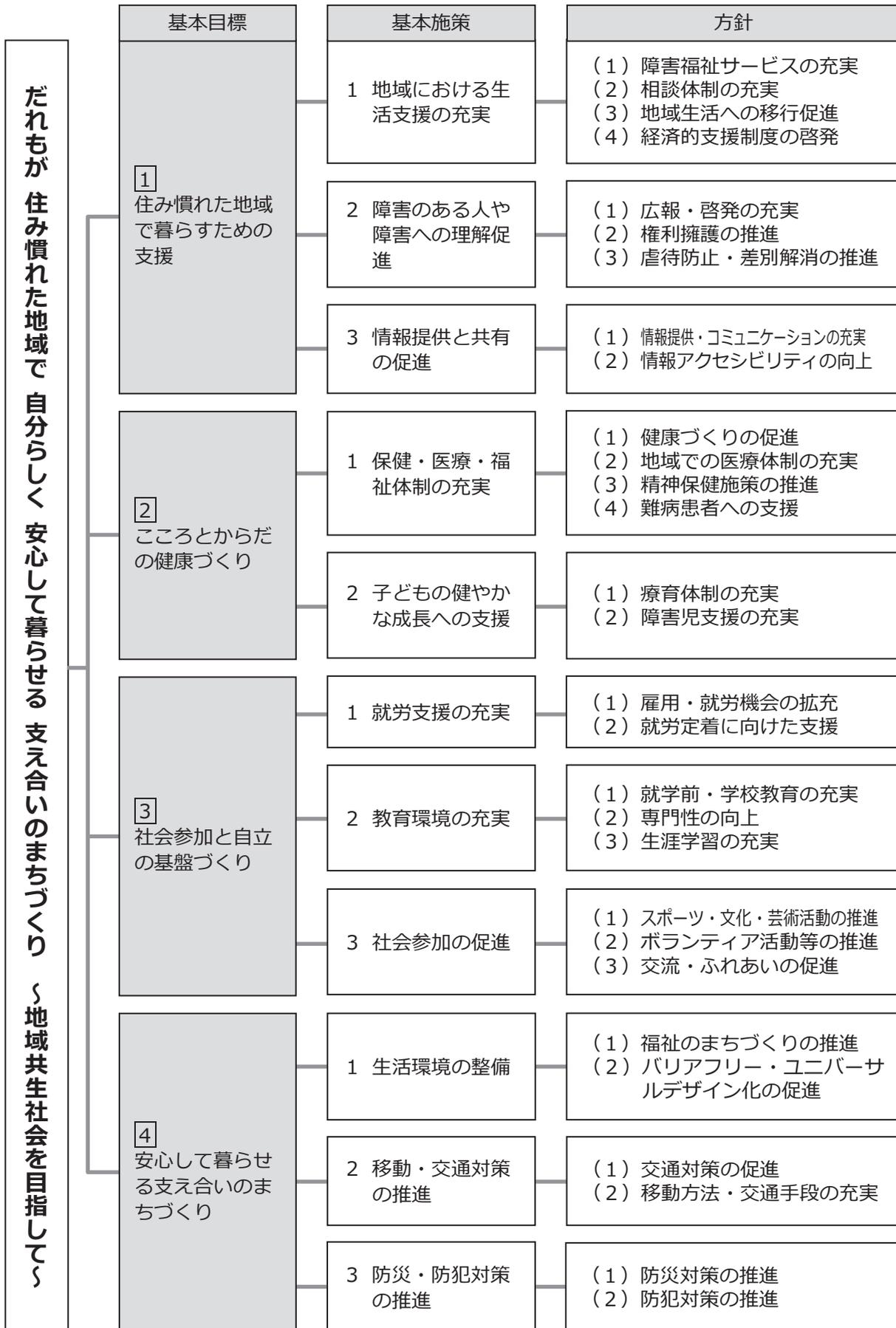
だれもが安全・安心に暮らすためには、公共施設や公共交通機関におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、その他の施設運営においても障害のある人も過ごしやすい環境づくりに向けた意識を醸成することが望まれます。

だれもが利用しやすい快適なまちづくりを目指し、高齢者や障害のある人の住居の確保や施設におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進及び支援を行います。また、「心のバリアフリー」の推進等、ハード・ソフト両面でのバリアフリーを推進します。

外出しやすい環境づくりのために、道路等を整備することはもちろん、様々な移動に関する支援を充実します。

地域に住む全ての人が防災・防犯に対する意識をもつために啓発活動を行うとともに、障害者の緊急時の避難支援体制を整備します。

3 施策体系



第2章 計画の取組

基本目標 1 住み慣れた地域で暮らすための支援

1 地域における生活支援の充実

【現状・課題】

福祉サービスについては、一定の提供体制は整備されてきたものの、医療的ケアが必要な人や重度心身障害のある人、強度行動障害のある人等に対応できる体制の整備や新型コロナウイルス等の感染症対策の実施など、障害のある人が安心、安全に利用できるサービスの確保が課題となっています。障害児については、重度障害児、医療的ケアを必要とする障害児の支援を充実していく必要があります。

市では、津山地域障害者基幹相談支援センター、美作地域生活支援センターでの相談体制を確立し、障害のある人及びその家族のニーズに合った相談対応を行っています。

また、身体・知的障害者相談員による障害のある人やその家族からの相談体制の整備、発達障害者支援コーディネーターを配置し発達障害者支援相談窓口を設置するなど、家族や本人に寄り添った継続的な支援に取り組んでいます。地域生活においては、障害者、高齢者、子ども、生活困窮者など課題は複雑化・多様化しており、各相談機関における相談件数も年々増加してきているため、相談支援員の確保、育成が課題となっています。

障害のある人が、地域生活支援事業を実施し可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、関係機関等と連携し適切な支援を図りました。

経済的支援制度は、本庁及び各支所の窓口において、障害者サービスガイドブックによる情報提供や広報活動を行っています。

(1) 障害福祉サービスの充実

番号	施策	現状・課題
1	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの整備	障害者総合支援法の制度の下で、障害福祉サービスの提供を図りました。他方、岡山県北部ではサービス提供事業者が少ないなどの課題もあります。また、福祉分野については慢性的な人材不足があり、人材の確保・定着が必要です。
2	地域生活支援事業の充実	相談支援事業のほか、地域生活支援事業として移動支援事業、日中一時支援事業等の提供を行いました。相談支援事業所と連携し更なる周知も必要です。

(2) 相談体制の充実

番号	施策	現状・課題
1	津山地域障害者基幹相談支援センターの機能充実	津山地域障害者基幹相談支援センターを継続設置し、センターから指定特定相談支援事業所等に対する助言等を行いました。
2	総合的な相談体制の充実	一般相談として、津山地域障害者基幹相談支援センター及び美作地域生活支援センターでの相談体制を確立し、相談対応を図りました。
3	専門職の配置と研修の充実	市や県等の研修に積極的に参加し、職員のスキル向上に努めました。専門的な支援について、各障害者支援事業所と連携を図り対応しました。
4	相談員体制の充実	相談支援として、中核機関となる津山地域障害者基幹相談支援センター及び美作地域生活支援センターでの相談体制を確立し、当事者及びその家族のニーズに合った相談対応を図りました。相談件数は増加し、内容も多様化していくなかで相談支援員の人員確保が必要です。
5	精神障害に対する相談体制の充実	障害福祉課では、関係機関と連携を取りつつ相談支援・地域生活支援に取り組みました。しかし、精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加しており、要支援の件数も比例し増加しています。
6	継続的な支援体制の強化	行政関係機関及び相談支援事業所と連携し、切れ目なく各年代に応じた福祉サービスへの切り替えがスムーズに行えるよう運用体制を整備しました。

(3) 地域生活への移行促進

番号	施策	現状・課題
1	居住の場、日中活動の場の確保	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、津山地域自立支援協議会の地域生活支援部会にて地域課題の抽出、検討を行いました。今後は地域包括ケアシステムの構築に併せ地域の住民に正しい理解や協力が得られるよう広報・啓発が必要です。
2	入所施設から地域生活への移行	障害のある人が、地域生活支援事業を実施し可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、関係機関等と連携し適切な支援を図りました。
3	補装具費・日常生活用具の支給等	補装具と日常生活用具は、毎年増加傾向にあり、ニーズの高い事業です。適正な給付及びニーズに即した品目の調査が必要です。
4	住宅改修費の助成	在宅の重度身体障害者（児）が安全・安心な在宅生活を送るために、居住する家屋の改修に要する費用を補助しました。

(4) 経済的支援制度の啓発

番号	施策	現状・課題
1	医療費公費負担制度の周知	本庁及び各支所の窓口において、障害者ガイドブックによる情報提供や広報活動を行いました。
2	経済的負担の軽減	窓口において、新たに手帳を取得したタイミングで、各種負担軽減となる制度の案内を行いました。
3	保障制度の広報・啓発	窓口において、各種負担軽減となる制度の案内及び広報津山において周知を行いました。
4	心身障害者扶養共済制度の広報・啓発	周知ができていないため、今後は効果的な方法を検討していきます。

【今後の方針】

障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、適切な支援を行うとともに各種福祉制度やサービス等を整備し、多様なニーズに対して必要な支援を利用できる体制・仕組みづくりを進めます。

生活していく中での困り事に対しても、身近に相談できる場や、困難を解決するために関係機関が対処できるよう津山地域障害者基幹相談支援センターと連携し充実を図ります。また、複雑化・多様化する課題を解決していくため職員のスキル向上に努め、専門的な支援について、各関係課や関係機関、障害者支援事業所等と連携を図り重層的な支援体制を整備します。

障害のある人が、住民の理解や必要な支援を受けながら、住み慣れた地域での地域生活を営むために必要な地域包括ケアシステムの構築及び支援体制の整備を推進します。また、地域での居場所づくりのため地域生活支援事業を推進し、希望者が地域生活へ移行できるよう環境整備を進めます。

経済的支援制度について、引き続き本庁及び各支所の窓口において啓発を行います。

また、津山圏域定住自立圏事業として、鏡野町、久米南町及び美咲町とともに、地域生活支援の拠点等の整備を図り、機能充実を推進します。

(1) 障害福祉サービスの充実

番号	施策	内容	担当課
1	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの整備	障害者総合支援法の制度の下で、障害福祉サービスの必要量を確保するとともに、関係機関と連携し、障害のある人の障害特性や障害の状況に応じた障害福祉サービスの充実を図ります。また、人材の確保に向けて、岡山県の取組と連携を進めます。	障害福祉課
2	地域生活支援事業の充実	障害のある人が住み慣れた地域で日常生活を送ることができるよう、相談支援事業や移動支援事業、日中一時支援事業等の地域生活支援事業の充実を図ります。	障害福祉課

(2) 相談体制の充実

番号	施策	内容	担当課
1	津山地域障害者基幹相談支援センターの機能充実	地域における相談支援の拠点である津山地域障害者基幹相談支援センターの機能充実を図ります。また、指定特定相談支援事業所等へのバックアップや相談支援専門員への助言を行います。	障害福祉課
2	重層的な相談体制の充実	障害のある人が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害福祉サービス等に結びつけていくための相談支援の充実を図ります。 日常的な相談体制として、身体障害者相談員、知的障害者相談員のスキルアップを図ります。また、精神障害（発達障害を含む）のある人及び家族等による、当事者の立場に立った精神障害者相談員の配置について検討します。	障害福祉課
3	専門職の配置と研修の充実	市や県等の研修を積極的に活用し、職員の知識及び技術の向上に努めるとともに、施策推進に努めます。専門的な支援に関しては、民間事業者と連携し、適切に対応します。	障害福祉課
4	精神障害に対する相談体制の充実	精神疾患は長期にわたって入院・通院・服薬が必要になることが多く、また社会生活への影響が多岐にわたるため、県や医療機関等と連携しながら相談支援を継続します。また、退院後の地域生活支援のため指定一般相談支援事業所による地域移行支援及び地域定着支援に取り組みます。	障害福祉課 健康増進課
5	継続的な支援体制の強化	出生時から、療育、就学、就職に至るまでの各ライフステージにあった継続的な支援をするため、関係機関との連携を強化します。	障害福祉課
6	地域生活支援の拠点等の整備	障害者（児）の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、居住支援のための機能として津山地域生活支援拠点の整備を図り、機能充実を推進します。	障害福祉課

(3) 地域生活への移行促進

番号	施策	内容	担当課
1	居住の場、日中活動の場の確保	<p>障害のある人が住民の理解や必要な支援を受けながら、地域生活を営むために関係機関等と連携を図り、グループホーム等の居住の場や、日中活動の場の確保に努めます。同時に、グループホーム及び社会福祉施設等の整備について国等の補助制度活用に関する情報提供を行います。</p> <p>また、条件が整えば退院が可能な精神障害のある人に対しては、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関や地域の各種団体と連携を図り、地域で生活できるよう、包括的な支援体制の整備を図ります。</p>	障害福祉課
2	入所施設から地域生活への移行	<p>現在、入所している障害のある人についても、障害の状況等を勘案して地域での生活が可能な場合には、関係機関等と連携を図り地域生活への移行を推進します。</p>	障害福祉課
3	補装具費・日常生活用具の支給等	<p>身体機能を補完・代替し日常生活をより円滑に行うための用具の購入や修理の助成を継続して行います。また、日常生活用具については、ニーズや対象品目等の調査・研究をします。</p>	障害福祉課
4	公営住宅への入居	<p>市営住宅公募における入居者の選定において、障害者世帯や高齢者世帯の優先入居を進めます。</p>	管理課
5	住宅改修費の助成	<p>重度の肢体不自由のある人が自宅で生活していくために、住居の改修についての助言や、改修費の助成を継続して行います。</p>	障害福祉課

(4) 経済的支援制度の啓発

番号	施策	内容	担当課
1	医療費公費負担制度の周知	医療費の負担軽減を図るための医療費負担制度（精神通院医療、更生医療、育成医療、心身障害者医療、難病・小児慢性特定疾患医療等）について、情報提供や広報を推進し適切な運用を進めます。	障害福祉課
2	経済的負担の軽減	経済的な負担を軽減するため、所得税、住民税及び相続税の障害者控除や自動車税・自動車取得税の課税免除、NHK放送受信料、JR等旅客運賃、バス料金、タクシー料金、有料道路通行料金割引、国内航空運賃の割引制度等の情報提供を図っていきます。	障害福祉課
3	保障制度の広報・啓発	所得保障のため、障害基礎年金・特別障害給付金等の公的年金制度、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当の周知徹底をします。	障害福祉課
4	心身障害者扶養共済制度の広報・啓発	障害のある人を扶養している保護者が掛金を納めることで、不測の事態があったとき、一定額の年金を支給する制度の周知、県との連携を図ります。	障害福祉課

2 障害のある人や障害への理解促進

【現状・課題】

障害のある人が、日常生活を安心して過ごすためには、障害のある人や障害に対し正しい理解と認識を深めることが重要です。

市では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する津山市職員対応要領」を平成28（2016）年に策定し、これに基づき差別の解消に取り組んでいます。各種団体へ手話の出前講座や市職員・住民・関係機関を対象とした研修会の実施など地域における障害の理解促進を行っています。

障害者虐待防止法に基づき「津山地域障害者虐待防止センター」を設置し、被虐待者等に対して状況に応じた支援を行っています。アンケートでは、成年後見制度やその相談先の認知度は2割台前半と低く、成年後見制度の適切な利用を促進していく必要があります。

差別を受けたことがある経験について、アンケートでは、障害があることで「差別や嫌な思いをする（した）ことがある」又は「少しある」と回答した人の割合が4割以上となっており、特に学校や仕事場、外出先で差別を受けていることが多く、差別解消に向けた地域活動の場における周知・啓発活動が必要です。

(1) 広報・啓発の充実

番号	施策	現状・課題
1	広報紙やホームページによる広報・啓発	手話等の普及に係る広報紙への企画記事の掲載、コラムコーナーの新設、行政情報番組の作成・放送等を行いました。手話言語を利用する人に向け、令和4年度から市長定例記者会見や行政情報番組に手話通訳を追加しました。
2	地域における啓発活動	外国人や障害のある人等とのコミュニケーションや認識を深めるために、国際交流団体や市職員を対象とした「やさしい日本語研修」を実施しました。
3	講演会や講座の開催	自立支援協議会、各種団体が行っている講演会を後援することで、各障害についての理解を深めました。
4	障害に対する理解促進	発達障害に関する理解を深めるために住民や関係機関に研修会を実施しました。また、4月2日の「世界自閉症啓発デー」に合わせてパネル展示や鶴山公園城壁のブルーライトアップを行いました。 こころの病気の理解の普及や、具体的な対応方法の検討のため、ゲートキーパー養成講座やフォローアップ講座、自殺予防セミナーを住民や関係機関へ幅広く周知しました。
5	学校教育における交流及び共同学習の推進	小学校、中学校において交流及び共同学習を推進するとともに、教職員に対してそのあり方等について学校訪問等で助言しました。また、特別支援学校と市立学校において「交流籍」を活用した交流学習及び共同学習を推進しました。
6	生涯学習における交流及び共同学習の推進	「人権を考える市民のつどい」を毎年1回開催するとともに、日頃は出前講座を実施するなど、LGBT、平和、ハンセン病、ヤングケアラー、不登校児、認知症、コロナ差別等への理解や対応等をテーマにした啓発活動により、様々な人権課題について、理解の促進を図りました。
7	市職員の資質向上	新採用職員を対象に障害への理解を深めるための研修を毎年度実施しました。

(2) 権利擁護の推進

番号	施策	現状・課題
1	成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用促進	障害者・障害福祉サービス利用者との関わりが多い相談支援専門員に対し制度利用の周知を図るとともに、施設従事者とも連携を図り利用に繋げました。
2	選挙等における配慮	郵便等による不在者投票の周知や投票所のバリアフリー化、障害者の利用に配慮した投票設備の設置等、投票環境の向上に努めました。
3	消費者としての保護	障害者は詐欺の被害にあいやすく、詐欺被害全体の拡大傾向が続いている状況にあるため、障害者自身及び関係する家族等への情報提供等の継続が必要です。

(3) 虐待防止・差別解消

番号	施策	現状・課題
1	津山地域障害者虐待防止センター機能の充実	津山地域障害者虐待防止センターの整備を図り、通報等の体制を構築するとともに、その運用を行いました。
2	差別解消・虐待防止に向けた啓発活動の推進	要望のあった町内会等の各団体へ出前講座で差別解消に向けた理解の促進を図りました。
3	専門性の向上	職員研修（初任者）において、差別解消に向けた理解の促進を図りました。

【今後の方針】

地域、関係機関や団体と連携し、ICTなども利用した障害に関する知識や情報の発信、講演会等の啓発活動を行います。様々な機会を通じて障害について学ぶ機会を提供するために、学校教育を含む生涯学習における福祉教育の推進や、障害者支援団体等によるイベントや講演会等を通じて障害のある人との交流の場の提供に努め、障害や障害のある人についての正しい理解と認識の向上を図ります。

障害のある人もない人も互いに人格や個性を尊重し合える共生社会の実現に向けて、差別の解消や虐待防止の対策を進めるとともに、成年後見制度等の権利擁護に関する制度の普及・啓発を進めます。

また、虐待事案発生時に迅速かつ適切な支援を行っていけるよう、津山地域障害者虐待防止センターをはじめ関係機関と連携、情報共有し、重層的な支援を図ります。

(1) 広報・啓発の充実

番号	施策	内容	担当課
1	広報紙やホームページによる広報・啓発	広報紙やホームページ、SNS、啓発冊子などを通じた広報・啓発活動を実施します。また、それぞれの障害に配慮した効果的な広報・啓発をします。	障害福祉課 地域づくり 推進室 秘書広報室
2	地域における啓発活動	障害のある人への正しい理解や認識を深めるため、町内会、民生委員・児童委員、愛育委員、栄養委員、老人クラブ、子ども会、PTAなどの地域の各種団体に対する広報・啓発・研修及び手話の出前講座を実施します。また、ボランティア活動に対する住民の理解を深めるための啓発活動を行います。	障害福祉課 地域づくり 推進室
3	講演会や講座の開催	身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）の各種障害について、住民の一層の理解を深めるため、地域、関係機関や団体と連携した講演会や講座を開催します。	障害福祉課
4	障害に対する理解促進	身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）のある人に携わっている各関係機関の職員とともに具体的な支援方法等の検討や情報の提供を行い、研修の場を確保します。また、住民に対しても療育研修会等の様々な機会を通じて知識の普及を図ります。	障害福祉課 健康増進課
5	学校教育における交流及び共同学習の推進	障害のある人や障害に対する正しい理解と認識を深めるため、小学校、中学校において交流及び共同学習を推進します。また、教職員に対する研修を充実させ、特別支援教育への理解も深めます。	学校教育課
6	生涯学習における交流及び共同学習の推進	福祉や人権に関する講座や講習会の開催など、生涯学習の場面で住民を対象とした事業を展開し、交流及び共同学習を推進します。	障害福祉課 人権啓発課
7	ヘルプマーク等の普及・啓発	外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている人が援助等を得やすくなる、ヘルプマーク、ヘルプカード、ヘルプシールの普及・啓発に努めます。	障害福祉課
8	市職員の資質向上	職員研修において、福祉に関する研修の場を確保するとともに、福祉担当部門の職員の資質向上を図ります。	障害福祉課 人事課

(2) 権利擁護の推進

番号	施策	内容	担当課
1	成年後見制度の利用促進	障害等により判断能力が低下した人に代わって、契約や財産の管理等を支援する制度の啓発・利用の促進を図ります。	障害福祉課
2	日常生活自立支援事業の利用促進	日常生活において、各種申請手続き、金銭管理等に不安な障害のある人等を支援する制度の啓発・利用を促進します。	障害福祉課
3	選挙等における配慮	郵便投票制度の実施及び周知や、投票所での車椅子利用等の合理的な配慮に努めます。	選挙管理委員会
4	消費者としての保護	障害のある人が消費者としての利益が守られるよう、情報提供、その他必要な施策について検討します。	障害福祉課 環境生活課

(3) 虐待防止・差別解消の推進

番号	施策	内容	担当課
1	津山地域障害者虐待防止センター機能の充実	津山地域障害者虐待防止センターの緊急対応の整備及び相談支援体制の充実を図ります。	障害福祉課
2	差別解消・虐待防止に向けた啓発活動の推進	改正障害者差別解消法や障害者虐待防止法について、広報やホームページ等を通じて、理解・啓発の推進を図ります。 提供が義務化される合理的配慮について、講演会や研修会等の様々な機会を通じて理解促進を図ります。 障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）を収集、整理し、適切な相談窓口につなげるための体制を整備します。	障害福祉課
3	専門性の向上	市職員や教職員、関連機関の職員等に対し、研修や講演会への参加を促し資質向上を図ります。	障害福祉課
4	虐待への対応・支援	事案発生時に迅速かつ適切な支援を行っているよう、津山地域障害者虐待防止センターをはじめ関係機関と連携、情報共有し、重層的な支援を図ります。	障害福祉課

3 情報提供と共有の促進

【現状・課題】

障害のある人が、自分に必要な情報を取得することや、意思疎通・意思決定に関する支援を受けることは生活するために重要な要素です。

市では、情報を発信するにあたり、社会福祉協議会や点訳・音訳ボランティアと連携し、広報紙の音訳やケーブルテレビの文字放送等、障害の特性に応じた媒体を活用しています。また、市の大切な情報である市政情報番組のケーブルテレビでの放送、市の定例記者会見などに手話通訳を活用し、情報を取得しやすい環境づくりに取り組みました。

アンケートでは、福祉サービスを受けようとする時に困っていることについて、「どのようなサービスが利用できるのかわからない」、「サービス利用の手続きが大変」、「事業者を選ぶための情報が少ない」という意見が多く、内容がわかりやすく誰もが理解できる情報発信が求められています。

また、市においては手話通訳者を継続して配置しており、新型コロナウイルス感染症の状況下ではオンラインで手話通訳ができるよう体制を整備しました。

(1) 情報提供・コミュニケーションの充実

番号	施策	現状・課題
1	行政サービスの周知	窓口で障害者ガイドブックの配布や声の広報を通して情報提供を行いました。
2	障害者情報の一元化	ホームページでの情報提供を行いました。情報掲載内容が多岐にわたっており、見やすさなどについては改善が必要です。
3	コミュニケーション支援の充実	依頼により、手話通訳者、要約筆記者を派遣しました。また、各養成講座（手話通訳者・要約筆記者）を行いました。障害福祉課の手話通訳士の派遣時は、窓口での対応が困難となることや要約筆記の認知が低いことが課題です。
4	障害のある人や活動に関する情報発信の充実	事業実施のチラシ、市ホームページ及び報道連絡において広く情報の提供を行いました。

(2) 情報バリアフリーの促進

番号	施策	現状・課題
1	情報格差の解消	希望者に対し、文書の文字が見やすくなるよう変更の対応を行いました。
2	広報紙の音訳版等の発行	希望者に対し、市社会福祉協議会や点訳・音訳ボランティアと連携し、広報津山を点訳・音訳を行い配付しました。
3	手話通訳者・要約筆記者派遣・設置	各種イベント等の開催時に手話通訳者や要約筆記者を配置しました。オンラインで手話通訳ができるよう体制整備を行いました。
4	文字放送による情報の提供	聴覚障害のある人に配慮し、ケーブルテレビを利用した文字放送を継続します。
5	災害情報メール等の活用	<p>災害支援の要望のある聴覚障害者に対し、大雨、洪水、台風等警報発令時に、ファックスで災害情報を伝達しました。災害時における情報発信では、台風や大雨等の発生が予見できる事象について、事前の注意喚起や情報提供に努め、表現についても簡略で分かりやすい表現に努めました。</p> <p>災害情報をきめ細かく発信できるような体制整備が必要です。</p>

【今後の方針】

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障害の特性や個々の状況に対し、様々な情報発信の方法・媒体を活用して情報提供の充実を図ります。情報の発信にあたっては、日常生活・社会生活を営んでいる地域に関わらず等しく情報を受け取ることができるよう、わかりやすく適正な表現に努めます。

また、視覚や聴覚に障害のある人にとって、コミュニケーションが困難なことを理由に社会参加が妨げられないよう、手話通訳者の研修会への参加及び養成の支援を行います。

手話通訳者を養成する「手話奉仕員養成研修事業」を津山圏域定住自立圏事業として継続実施し、手話通訳者の人材不足の解消や手話の普及・啓発を推進します。

(1) 情報提供・コミュニケーションの充実

番号	施策	内容	担当課
1	行政サービスの周知	ガイドブックの作成、サービスの紹介・相談、声の広報の発行、SNS等の情報発信を行います。また、視覚・聴覚障害のある人に対する的確な情報提供を進めます。	障害福祉課
2	障害者情報の一元化	障害者施策に関する情報の収集と提供のほか、障害福祉サービスの内容やイベント等の紹介、ボランティア活動の状況など、障害のある人や支援する人が必要とする情報をホームページで発信します。	障害福祉課 危機管理室
3	コミュニケーション支援の充実	障害のある人の社会参加や余暇活動を支援するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣をします。また、手話通訳者や要約筆記者の養成研修を行います。	障害福祉課
4	障害のある人や活動に関する情報発信の充実	市や障害者団体の実施する行事や障害のある人自身の様々な活動について、住民に対する積極的な情報提供を行います。	障害福祉課

(2) 情報アクセシビリティの向上

番号	施策	内容	担当課
1	情報格差の解消	情報を得られにくい、又は、情報を受けても理解しにくい人などへの提供方法を研究し、改善を図ります。また、聴覚障害者に対しては、ファックスや遠隔手話通訳サービスでの情報提供を行います。	障害福祉課
2	広報紙の点訳・音訳版等の発行	広報紙を点訳・音訳し、希望者へ配付します。	障害福祉課
3	手話通訳者設置・要約筆記者派遣・手話奉仕員養成研修事業の実施	聴覚障害のある人や言語障害のある人の参加が見込まれる事業に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。また、手話通訳者の設置及び手話奉仕員養成研修事業を継続します。	障害福祉課
4	文字放送による情報の提供	聴覚障害のある人に配慮し、ケーブルテレビを利用した市政情報の文字放送を継続します。	障害福祉課
5	災害情報メール等の活用	携帯電話のメール等を活用した行政等から発信する情報の活用を啓発します。また、緊急告知防災ラジオ及び国・県等が災害情報を提供する防災アプリの活用による情報発信を推進します。	障害福祉課 危機管理室

基本目標2 こころとからだの健康づくり

1 保健・医療・福祉体制の充実

【現状・課題】

障害の有無に関わらず自立した生活を送るためには、健康の維持と増進を図ることが重要です。

アンケートでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前と現在の生活の変化について、「人との交流の機会が減った」、「運動をしたり、身体を動かす時間が減った」、「体力が低下した」と回答した人の割合が高くなっています。

また、外出の目的が「医療機関への受診」と回答している人の割合は6割を超えており、地域での医療体制の充実や身近に医療機関がない場合の移動支援や交通機関の整備等の支援が必要です。

市において、精神障害のある人は増加傾向にあり、こころの健康づくりについても対策が必要です。難病のある人においても必要なサービスを活用できるよう、十分な情報提供や相談の受付等の支援が必要です。

(1) 健康づくりの促進

番号	施策	現状・課題
1	健康づくり活動	町内会を含む小地域ケア会議、地域包括ケア会議等を通じて、地域課題の抽出・解決や地域事業の推進を図りました。 特定健診・がん検診を受診しやすい環境づくりとしてナイトー健診や休日健診を実施しました。
2	妊娠期、乳幼児期の健康づくり	妊娠届出時に妊婦全員と面談を行い、妊娠・出産に関する不安軽減のため、聞き取りや相談対応を行いました。妊婦学級(ハローベビー教室)では出産や妊娠中の健康管理について学習の機会を設け、ハイリスク妊産婦については、医療機関と連携し対応を行いました。 産後は乳児家庭全戸訪問で乳児の成長発達の確認、保護者からの相談に対応し、育児相談や乳幼児健診等の母子保健サービスで継続して支援を行いました。

(2) 精神保健施策の推進

番号	施策	現状・課題
1	休養・こころの健康づくり	ストレスの対処法や休養のとり方など、こころの健康づくりに関して広報紙や市民ホール展示、ホームページやSNS等の媒体を利用するなど様々な機会を通じて知識の普及・啓発に努めました。
2	保健・医療・福祉の連携・協議の場の設置	精神保健連絡会を実施し、医療機関、保健、福祉の担当者と顔の見える関係構築を目指し地域の課題や情報共有を行いました。庁内ネットワーク会議の開催により、現状課題の共有と今後の対策について協議を行いました。
3	関係機関の連携体制の整備	対象者により関係機関が異なることから、その対象者のケースに応じた関係機関での横断的な連携の強化を図りました。
4	社会参加への整備	津山市地域活動支援センター I 型事業を実施し、生活リズムの安定や仲間づくりのために、障害のある人が身近なところで外出・相談できる場所の確保を図りました。
5	発達障害者への支援	発達障害者支援コーディネーターを1名配置し、発達障害のある人や疑いのある人、またその家族への相談を行いました。相談件数は年々増加しており、相談内容も多様化しているため、関係機関との連携を図りニーズに応じた支援が必要です。
6	手帳非所持者への支援	市の広報紙やホームページの他、幅広い世代に向けての広報、啓発ツールとしてSNS等のデジタルツールも活用して障害福祉サービスや関係機関の活動内容などの周知、情報発信を行い利用の促進を図りました。

(3) 難病患者等への支援

番号	施策	現状・課題
1	難病への理解の促進	疾病に対する理解と認識の向上に向け広報紙やホームページ等により情報を発信しました。また、より充実した支援を行うため、最新情報の収集や関連する研修等に積極的に出席し、関係職員のスキルアップに努めました。
2	相談支援体制の充実	医療機関や保健所等の関係機関と連携を図り、対応を行いました。
3	医療など関係機関の連携体制の整備	介護保険・福祉サービスが必要とする人やその家族が安心してサービス等を利用できるよう、関係部署及び関係機関との連携、体制整備に努めました。難病患者やその家族から窓口や電話等で相談があった場合、よく聞き取り必要な支援機関に繋げました。
4	障害福祉サービスの充実と利用促進	必要に応じて、障害福祉サービス、日常生活用具給付事業の案内を行い制度利用に繋げました。

【今後の方針】

今後も継続して健康や障害に関する知識の普及・啓発を図るとともに、講座等の学び場を提供します。また、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意します。

障害のある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。

障害のある人やその家族の不安を軽減するために、相談支援体制や社会復帰・社会参加に向けた支援を行い保健・医療・福祉体制の一層の充実を目指します。

(1) 健康づくりの促進

番号	施策	内容	担当課
1	健康づくり活動	関係機関が協力し、地域の自主活動の支援や健康づくり事業の推進をします。障害の原因となる疾病の発生予防や早期発見に取り組み、早期治療につなげます。	障害福祉課 高齢介護課 健康増進課
2	妊娠期、乳幼児期の健康づくり	子どもを健やかに生み育てるために、妊娠期から子育て期まで、安心して子育てができるよう、育児相談、乳幼児健康診査、その後の支援等、母子保健事業を継続します。また、子育て世代包括支援センターにおいては、家庭訪問、相談体制を強化するとともに関係機関と連携し子育て支援体制の充実を図っていきます。	健康増進課

(2) 地域での医療体制の充実

番号	施策	内容	担当課
1	地域医療体制の充実	住み慣れた地域で日常生活を継続しながら、必要な医療を適切に受けられるよう地域医療体制の充実を図ります。	健康増進課
2	地域包括ケアシステムの深化	小地域ケア会議（町内会含む）、地域包括ケア会議等を通じて、地域課題の抽出・解決や地域事業の推進を図ります。	障害福祉課 高齢介護課

(3) 精神保健施策の推進

番号	施策	内容	担当課
1	休養・こころの健康づくり	ストレスの対処法や休養のとり方など、こころの健康づくりに関して広報紙や健康教育等あらゆる機会を通じて知識の普及・啓発を図ります。	障害福祉課 健康増進課
2	保健・医療・福祉の連携・協議の場の設置	精神疾患を抱える人が適切な医療を受け、安心して地域で暮らすことができるよう、保健・医療・福祉が連携・協議を図るための場を設けます。	障害福祉課 健康増進課
3	関係機関の連携体制の整備	保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関との連携を図るため、連絡・調整の場を設けるとともに各種相談支援やサービス内容の枠組みを整理するなどの体制づくりに取り組みます。	障害福祉課 健康増進課
4	社会参加への整備	就労に向けて、また、生活リズムの安定や仲間づくりのために、障害のある人が身近なところで外出・相談できる場所の整備に努めます。また、就労支援や福祉サービスの利用が必要な人への相談・支援を継続します。	障害福祉課 財産活用課
5	発達障害者への支援	発達障害者支援コーディネーターを配置し、発達障害のある人や疑いのある人、またその家族への相談支援を行います。	障害福祉課 健康増進課
6	手帳非所持者への支援	発達障害や高次脳機能障害等の障害のある人や、自立支援医療受給者等、各種障害者手帳を所持していない人に対しても障害福祉サービスの周知、情報発信を行い利用の促進を図ります。	障害福祉課 健康増進課

(4) 難病患者等への支援

番号	施策	内容	担当課
1	難病への理解の促進	疾病に対する正しい知識の普及・啓発を図ります。また、より充実した支援を行うため、関係職員等に難病に対する理解を深める取組を行います。	障害福祉課 健康増進課
2	相談支援体制の充実	地域での療養生活において、医療機関や保健所等の関係機関と連携し、訪問等により家族等の介護者を含めた相談支援を継続します。	障害福祉課 健康増進課
3	医療など関係機関の連携体制の整備	介護保険、障害福祉サービス、在宅医療など一層の連携や療養支援体制の充実を図ります。	障害福祉課 高齢介護課
4	障害福祉サービスの充実と利用促進	障害福祉サービス、日常生活用具給付事業の充実や自立した生活ができるよう支援を行います。また、障害福祉サービスの利用の周知、情報発信を行い利用の促進を図ります。	障害福祉課

2 子どもの健やかな成長への支援

【現状・課題】

障害のある子ども一人ひとりへ個別に対応を行うため、児童発達支援センターの充実を目的とし関係機関で連携し、研修・事例検討会等を行いスキルアップを図りました。

しかしながら、現在市内には児童発達支援センターが1か所しかなく、施設の特性上重度の障害児を対象とすることが多いこと、県北に同じような事業を行う事業所がないことから業務が集中しており、職員の負担が大きくなっています。

医療的ケア児の受入れに関しては、平成29（2017）年度から公立保育所で令和3（2021）年度から小学校で実施していますが、医療的ケア児の受入れを継続するためには人員の確保と体制整備が課題となっています。

また、市が運営している児童発達支援事業所「てけてけ」では、令和5（2023）年度から保育所等訪問支援事業を開始し、幼児期の発達支援が必要な場合に療育施設等への通所だけでなく、保育所等訪問支援も選択できフォロー体制の充実を図ることができています。

（1）療育体制の充実

番号	施策	現状・課題
1	療育相談事業の充実	子どもの発達に不安をもつ保護者の相談に応じるとともに、必要な関係機関への取り次ぎを行いました。また、支援に携わる人については療育に関する現状や課題を共有する場を設け、専門的な技術提供や助言を行いました。
2	療育訓練事業の充実	療育を必要とする子どもの受入れ体制を整え、ニーズに応じた療育サービスを提供しました。 保育所等訪問支援事業を開始し、幼児期の発達支援が必要な場合に療育施設等への通所だけでなく、保育所等訪問支援も選択できることによってフォロー体制の充実を図りました。
3	地域療育ネットワークの充実	障害福祉課、健康増進課、療育機関、医療機関、保健所、保育園等（保育園（所）・幼稚園・認定こども園）、教育委員会など各機関が相互に連携し、より効果的なものとなるよう現存の自立支援協議会のネットワークを活用し、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、おかやま発達障害者支援センターを加えた地域療育ネットワークを構築しました。

(2) 障害児支援の充実

番号	施策	現状・課題
1	障害児通所支援の充実	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応を目指した支援・相談等が受けられるよう、サービスの提供を行いました。 令和5年度からは保育所等訪問支援を開始し、ニーズに応じた支援の充実を図りました。
2	保育園等（保育園（所）・幼稚園・認定こども園）での保育の充実	診断の有無に限らず、入園を希望する子どもの受入れを促進し、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行いました。また研修会を実施し、職員の質向上を図りました。
3	児童発達支援センターの充実	現在市内では、児童発達支援センターが1か所しかなく、県北に同じような事業を行う事業所がないことから業務が集中しており、職員の負担が大きくなっています。
4	放課後等の居場所づくりの推進	放課後等デイサービス事業の利用料を負担することにより、児童の特性に応じた療育の実施を推進し、放課後の居場所づくりの確保を行いました。 放課後児童クラブでは、受入児童数は年々増加傾向にあり、必要となる放課後児童クラブ職員の確保が課題となっています。
5	医療的ケア児支援の充実	医療的ケア児に関する課題について各関係機関の役割を明確にし、連携体制を強化し、令和5年度に医療的ケア児等コーディネーターを配置しました。 医療的ケア児の受入れを継続するための人員体制の確保が課題となっています。

【今後の方針】

児童発達支援センター業務の一部を定住自立圏事業とし、重度の身体・知的障害児が身近な地域で安心して生活し、必要な療育支援を受けることができるよう、令和6（2024）年度からは、津山圏域定住自立圏事業として、児童発達支援センターの体制整備と機能強化を図ります。

関係機関が連携し、一人ひとりの実状に応じた適切な支援が受けられるよう、幼少期から成人期に向けた切れ目のない支援体制づくり・つなぎの仕組みづくりを進めます。

（1）療育体制の充実

番号	施策	内容	担当課
1	療育相談事業の充実	保護者や支援者のニーズに応じた柔軟な対応ができるよう、療育に関する重層的な相談体制の充実を目指します。子どもの発達に不安をもつ保護者の相談に応じるとともに、支援に携わる人にも専門的な技術提供や助言を行っていきます。	障害福祉課 健康増進課
2	療育の充実	個々の子どもの障害に応じた療育サービスを提供します。また、質の高い支援を行えるよう内容や回数を充実させていきます。身近な地域で適切な支援が受けられるよう、療育を必要とする子どもの受入れ体制を整え、ニーズに応じた療育サービスを提供します。	障害福祉課 健康増進課
3	地域療育ネットワークの充実	子どもの発達成長に係る支援者である障害福祉課、健康増進課、療育機関、医療機関、保健所、保育園等（保育園（所）・幼稚園・認定こども園）、教育委員会など各機関が相互に連携し、より効果的なものとなるよう現存の自立支援協議会のネットワークを活用し、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、おかやま発達障害者支援センター等を加えた新たな地域療育ネットワークを構築します。また、津山市子ども若者支援庁内推進会議を活用し切れ目のない支援など、時代の変化に対応したより細かな支援の充実を図ります。	障害福祉課 健康増進課

(2) 障害児支援の充実

番号	施策	内容	担当課
1	障害児通所支援の充実	障害種別に関わらず、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応を目指した支援・相談等が受けられるよう、児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援のサービス充実を図ります。	障害福祉課 健康増進課
2	保育園等（保育園（所）・幼稚園・認定こども園）での保育の充実	障害のある子どもの受入れを促進するとともに、個々の子どもの障害に応じた保育がなされるよう個別の相談・指導を充実させていきます。保育士・幼稚園教諭対象の研修会を実施し資質の向上を図ります。	こども 保育課
3	児童発達支援センターの充実	津山圏域定住自立圏事業も含め、児童発達支援センターの体制を整備し、機能強化を図ります。また、保育所等訪問支援等の障害児等療育支援事業の実施体制整備を推進します。	障害福祉課
4	放課後等の居場所づくりの推進	放課後等デイサービスを利用した個々の障害等の状況に応じた療育訓練や保護者等の就労等に考慮した放課後等の居場所づくりを推進します。また、放課後児童クラブへの障害のある児童の受入れも推進します。	障害福祉課 子育て 推進課
5	医療的ケア児支援の充実	医療的ケアが必要な児童が地域で生活をするために必要な支援及び医療体制の整備を推進するとともに、保健、医療、福祉、保育、教育等が連携し、生活上の課題の改善に向けて協議する場を設けます。また、関連分野の支援を調整する医療的ケア児等コーディネーターを配置し、重層的な支援体制を推進します。	障害福祉課 子育て 推進課 こども 保育課 健康増進課 学校教育課

基本目標3 社会参加と自立の基盤づくり

1 就労支援の充実

【現状・課題】

障害者差別解消法の施行にともない、障害者雇用促進法が改正され、事業主の障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務が定められました。同時に、職場の環境改善、企業等の障害への理解促進により一般就労への移行や職場定着が重要とされています。

アンケートでは、現在収入を得る仕事をしていない障害のある人のうち約5割が今後収入を得るための仕事がしたいと回答しています。一方で、必要な就労支援としては、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」、「職場の障害者理解」、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」を望む意見が多くなっています。

また、就労意欲の高い障害者の就職支援を促進するため、令和4（2022）年7月に岡山労働局と「津山市雇用対策協定」を締結しました。

（1）雇用・就労機会の拡充

番号	施策	現状・課題
1	障害のある人の一般就労促進	公共職業安定所、津山障害者就業・生活支援センターの関係機関と協力し、事業主に対し障害のある人の雇用促進を図る啓発・広報活動を行いました。 また、発達障害支援コーディネーターを配置し就労定着支援を行いました。
2	就労移行支援・就労継続支援の利用促進	相談支援事業所、就労移行支援・就労継続支援事業所と連携を図り利用者の特性に合った事業所の紹介に努めました。 就労移行支援・就労継続支援事業所の利用希望者は増加しており、早急に体制の強化が必要です。
3	工賃向上の推進	市のホームページ等にて、就労継続支援事業所の施設紹介、活動内容の紹介を行い広報に努めました。

（2）就労定着に向けた支援

番号	施策	現状・課題
1	ジョブコーチの推進	障害のある人を雇用する企業に対し、職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業の周知を図りました。
2	職場・企業への障害者雇用の理解促進	津山障害者就業・生活支援センターと連携を図り、津山地域自立支援協議会での取組として就労応援セミナーや研修会、情報交換会を行いました。

【今後の方針】

障害者雇用の拡大に向けて、企業や住民への障害に関する理解を促進するとともに、障害のある人が継続して就労できるよう、就労後の相談支援の充実や職場環境の改善に向けて事業所に働きかけます。

就労意欲の高い障害者が特性に応じた職に就けるよう、就職面接会の周知・広報や、公共職業安定所、津山障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、求人・求職ニーズのマッチングや福祉施設から一般就労への移行、就労定着を支援します。

(1) 雇用・就労機会の拡充

番号	施策	内容	担当課
1	障害のある人の一般就労促進	公共職業安定所、津山障害者就業・生活支援センターの関係機関と協力しながら、事業主に対し、障害のある人の雇用促進を図る啓発・広報活動を行います。就職を希望する障害のある人に対し、公共職業安定所への取り次ぎを行います。	障害福祉課
2	就労移行支援・就労継続支援の利用促進	一般就労が困難な障害のある人に対しては、就労移行支援事業、年齢や技術的な問題がある障害のある人に対しては、就労継続支援事業を紹介します。 また、事業者には、就労移行支援・就労継続支援事業所を設置していくよう働きかけ、障害のある人の就労支援体制の強化を図ります。	障害福祉課
3	工賃向上の推進	障害のある人が福祉事業所で働いた対価としての工賃向上を推進します。また、福祉事業所で提供できる事業の広報に努め、行政・民間等からの利用を促すとともに商品の販路拡大による収益増加のため、障害者優先調達を促進します。	障害福祉課
4	多様な就業の機会の確保の推進	障害のある人が特性に応じて就業し、自信や生きがいを持って社会参画を実現できるよう、農福連携等多様な就業の機会の確保の推進に取り組みます。	障害福祉課 農業振興課

(2) 就労定着に向けた支援

番号	施策	内容	担当課
1	ジョブコーチの推進	障害のある人を雇用する企業に対し職場適応援助者（ジョブコーチ）の活用を推奨し、働きやすい環境づくりを推進していきます。	障害福祉課
2	職場・企業への障害者雇用の理解促進	津山障害者就業・生活支援センターを活用し、障害のある人の職域開発や職業能力の開発、職場定着の促進等、支援の充実を図り、障害のある人の就労促進に取り組みます。	障害福祉課

2 教育環境の充実

【現状・課題】

市では、スムーズな就学が行われるよう「津山市共通支援シート」等を活用した就学前後の情報連携を推進しています。

個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに最も的確にこえる、指導を受けることのできるインクルーシブ教育システム（包容する教育制度）を整備しました。

また、津山市立図書館での読書バリアフリーサービスをはじめ、障害の有無に関わらず全ての人々が様々な場において生涯学習の機会が得られるよう取組を推進しています。

ICTを活用して通級指導教室と在籍校の連携を強化する取組などを実施しました。就学前からの教育相談や教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図るため、教育相談員の配置、各校への巡回相談の実施、教職員研修、指導資料の提供等の取組を進めました。

令和4（2022）年度より市内の小中学校に1名ずつ特別支援教育ナビゲーターを配置し、各学校の特別支援教育の推進を図っています。

医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、令和3（2021）年度より市立学校に看護師を配置するなど、自立して健康で安定した学校生活に向けた支援体制を整備しています。

その中で津山市立図書館では、令和元（2019）年6月に公布・施行された「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」（読書バリアフリー法）に基づき、読書の困難な人に向けて様々なサービスを実施しています。

(1) 学校教育の充実

番号	施策	現状・課題
1	適切な教育支援の実施	<p>子どもの状況、保護者の意向を踏まえて、ふさわしい学びの場について教育相談等を実施しました。</p> <p>保育園等（保育園（所）・幼稚園・認定こども園）の連携によるスムーズな就学が行われるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学及びその後の教育支援について審議を行いました。</p> <p>保護者に対して、特別支援教育への理解をさらに深める必要があります。</p>
2	未就学児特別支援教育の充実	<p>保育園等（保育園（所）・幼稚園・認定こども園）の職員を対象に特別支援教育に関する内容の研修会を実施し、職員の特別支援教育に関する知識やスキル等の向上を図りました。</p> <p>令和3年度末からは「津山市共通支援シート」と活用のためのガイドラインを作成し、就学前後の情報共有を図りました。「津山市共通支援シート」の記載内容について、必要な情報を記載できるよう研修等を継続して実施する必要があります。</p>
3	就学後の特別支援教育の充実	<p>保育園等（保育園（所）・幼稚園・認定こども園）の連携によるスムーズな就学が行われるよう「津山市共通支援シート」等を活用した情報連携を推進しました。</p> <p>また、津山市特別支援教育推進センターを核とした各学校における特別支援教育の推進に努めました。</p>
4	通級指導教室の機能強化	<p>通級による指導の充実を図るため、市内中学校に出向くサテライト指導やICTを活用して通級指導教室と在籍校の連携を強化する取組などを実施しました。</p> <p>通級指導教室担当者には、特に専門的スキルが必要となることから、人材育成が課題となっています。</p>

(2) 専門性の向上

番号	施策	現状・課題
1	教員の専門性の向上	特別支援教育コーディネーター研修会を年3回実施し、教職員の専門性の向上と指導方法の充実を図りました。また、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の整備を行いました。
2	特別支援教育への対応	令和4年度より市内の小中学校に1名ずつ特別支援教育ナビゲーターを配置し、各学校の特別支援教育の推進を図りました。

(3) 生涯学習の充実

番号	施策	現状・課題
1	学習機会の提供	「青年学級」を通じて、地域や生活の場において、障害のある人も障害のない人と同じように生涯学習として余暇や学習・文化活動を楽しむ時間を設けました。
2	参加機会の拡大	生涯学習通信「まなびい」での手話教室出前講座、文字通訳養成講座の広報を行いました。また、生涯学習人材バンクでも手話を通じて活動を行っている人の紹介を実施しました。 公民館の利用者には、手話通訳者・要約筆記者派遣制度等についての啓発に努めました。

【今後の方針】

障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、基礎的環境の整備を進めつつ個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を通じて、保育園等（保育園（所）・幼稚園・認定こども園）、小・中学校、高等学校、特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒が合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるようにします。

また、通級による指導の充実を図るため、市内中学校に出向くサテライト指導や個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることのできるインクルーシブ教育システム（包容する教育制度）を充実させます。

津山市立図書館での読書バリアフリーサービス（サピエ図書館や音声DAISYの活用など）をはじめ、障害の有無に関わらず全ての人が様々な場において生涯学習の機会が得られるよう取組を推進します。

(1) 就学前・学校教育の充実

番号	施策	内容	担当課
1	適切な教育支援の実施	障害のある児童生徒及びその保護者との教育相談において、意向や障害に配慮し総合的に判断し、適切な就学に向けての教育支援を実施します。	こども 保育課 学校教育課
2	未就学児特別支援教育の充実	<p>保育園等（保育園（所）・幼稚園・認定こども園）を対象に特別支援教育に関する研修会を実施するとともに、5歳児健康調査等を実施し、各園での「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成を支援し特性に応じた適切な教育を提供します。</p> <p>また、保育園等（保育園（所）・幼稚園・認定こども園）に在籍する特別支援を必要とする児童に対応した支援員を確保するとともに、支援員に対し研修等を定期的実施し教育と保育の質を向上します。さらに、「津山市共通支援シート」を活用し、就学前後の情報連携を図ります。</p>	こども 保育課 健康増進課
3	就学後の特別支援教育の充実	「津山市共通支援シート」を活用し、就学前後の情報共有を図り特別支援教育を推進します。津山市特別支援教育推進センターが中心となり、教育相談体制の整備及び教員の指導力向上並びに教員・保護者対象の研修会を実施し、適切な支援や情報提供を行います。	学校教育課
4	通級指導教室の機能強化	市内小中学校3校（幼児部は小学校2校）に設置している通級指導教室で、障害のある児童生徒及び保護者の教育相談や通級による指導の充実を図ります。さらに、保育園等（保育園（所）・幼稚園・認定こども園）及び小中学校での特別支援教育に関する相談・指導を推進するため、通級指導教室が特別支援教育推進センターの中心的な機能を果たすよう取り組みます。	こども 保育課 学校教育課
5	インクルーシブ教育システムの推進	障害の有無に関わらず可能な限りともに教育を受けられるよう環境を整備し、心身の発達状況や個々の教育的ニーズに対応したインクルーシブ教育システムの充実に引き続き取り組みます。	障害福祉課 健康増進課 こども 保育課 子育て 推進課 学校教育課

(2) 専門性の向上

番号	施策	内容	担当課
1	教員等の専門性の向上	教職員の特別支援教育に関する専門性の向上、学習指導内容を改善・充実させ、指導力向上を図ります。また、全教職員の理解が深まるよう様々な研修の充実と指導体制の確立を図ります。	学校教育課 こども 保育課
2	特別支援教育への対応	知的障害（知的障害特別支援学級）、自閉症・情緒障害（自閉症・情緒障害特別支援学級）、学習障害と注意欠陥多動性障害（通級指導）等に対応した指導・支援体制の充実に取り組み、教職員等の理解を深めるとともに、指導方法等に関する研修を充実させます。	学校教育課 こども 保育課

(3) 生涯学習の充実

番号	施策	内容	担当課
1	学習機会の提供	障害のある人が生きがいのある社会生活を送るために、引き続き様々な学習機会を提供します。	生涯学習課
2	参加機会の拡大	手話通訳者・要約筆記者派遣制度等の活用を周知し、障害のある人が参加できる場が広がるよう啓発します。	障害福祉課 生涯学習課
3	読書バリアフリーの推進	図書館において、点字図書や大活字本、アクセシブルな電子書籍等を収集し、また読書補助器具等を活用して読書バリアフリーを推進します。	生涯学習課

3 社会参加の促進

【現状・課題】

障害のある人が様々な地域活動や余暇活動に参加することは、生きがいをもつことや地域の一員としての意識の向上、能力の拡大や生活を豊かにすることにつながります。

市では、「ふれあい村」・「ふれあいスポーツ大会」の開催や、津山市発のニュースポーツ「ほおるん・ビンゴ」やパラリンピック正式種目の「ボッチャ」の指導者研修を実施するなど、障害の有無に関わらず幅広い年代の人も楽しめる活動を支援・推進してきました。また、文化・芸術活動や生涯学習の講座等、様々な交流の機会に対して広く住民の活動への参加を促進してきました。

アンケートでは、普段の生活の中で、スポーツへの参加の機会、美術・音楽などの文化芸術活動について、「機会がない」と回答した人の割合は3割台となっており、より活動の充実・啓発が課題となっています。

さらに、障害者週間に併せて障害のある人の作品の展示の場として、「ふれあい作品展」を毎年実施し、障害のある人が自発的に参加できるよう支援しています。

(1) スポーツ・文化・芸術活動の推進

番号	施策	現状・課題
1	生涯スポーツ・ニュースポーツの推進・普及	「ほおるん・ビンゴ」や「ボッチャ」の指導者研修を実施しました。 一般のスポーツの推進と障害者スポーツの推進を異なる部局が担当しており、両者の連携が十分でないことが課題となっています。
2	情報提供と積極的な参加促進	岡山県障害者スポーツ大会への参加周知及び参加に向けた体制づくりの構築を行いました。
3	障害のある人への配慮	各種大会やイベントの実施時において、手話通訳者や要約筆記者の派遣、車椅子利用者のスペース確保等により、障害のある人に配慮した運営を行いました。

(2) ボランティア活動等の推進

番号	施策	現状・課題
1	ボランティアの育成・支援	点訳奉仕員等養成事業（津山市社会福祉協議会へ委託）で、「手話奉仕員養成講座」、「要約筆記奉仕員養成講座」、「点訳講座」、「朗読講座」の各講座を実施し、社会に貢献できる人材の育成を行いました。また、ボランティア交流会へ活動の支援を行いました。
2	障害のある人自身のボランティア活動	障害のある人自身によるボランティア等、自らの体験に基づいた相談や援助活動を支援しました。
3	ボランティアやNPOの活動支援	「日本語教室の会」で市とボランティア講師による共同運営を実施し、会の財政支援、ボランティア講師の活動支援等を実施しました。 市内の複数のボランティアグループにより組織されている津山市ボランティア交流会へボランティア活動の活性化のため、支援を行いました。

(3) 交流・ふれあいの促進

番号	施策	現状・課題
1	作品展等の開催	障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるため、障害のある人が作成した絵画、工芸品等を本庁舎市民ホールにて展示を行いました。 現在実施している障害者作品展は市内の小規模なものに留まっており、参画の機会を広げる必要があります。
2	障害者団体の支援	障害者団体、親の会、ボランティア交流会等の活動の支援や活動に関する情報発信を行いました。

【今後の方針】

障害のある人もやりがいや生きがいを持って地域で自分らしい暮らしができるよう、また、就労にもつながるようスポーツや文化・芸術等様々な分野における地域活動の充実を図ります。障害者の様々な活動への参加を支援するボランティア活動においては、講師の確保や活動団体の活性化を推進します。

引き続き作品展の実施や、県内の障害者を対象としたアート展への参加を支援する等、障害のある人の参画の機会を拡大し、創作意欲のモチベーションの向上や社会参加につなげるとともに、多くの住民が障害の有無に関わらず障害者作品展や行事等に参画できるよう内容の充実を図ります。

(1) スポーツ・文化・芸術活動の推進

番号	施策	内容	担当課
1	生涯スポーツ・ニュースポーツの推進・普及	障害者スポーツの推進に向けて、スポーツ施設や指導者等の環境整備を図るとともに、スポーツを実施していない非実施層に対する関心を高めることや障害者スポーツの体験などによる一般社会に対する理解啓発に取り組みます。	障害福祉課 スポーツ課
2	情報提供と積極的な参加促進	優れた文化に触れ合う機会や障害のある人も気軽に参加できるような身近な活動などの紹介を行うとともに、積極的な参加を呼びかけます。	障害福祉課
3	障害のある人への配慮	各種大会やイベントの実施時において、手話通訳者や要約筆記者の派遣、車椅子利用者のスペース確保等により障害のある人に配慮した運営を図ります。	障害福祉課

(2) ボランティア活動等の推進

番号	施策	内容	担当課
1	ボランティアの育成・支援	障害のある人の多様なニーズに対応できるよう、ボランティア団体及び個人ボランティアの育成に努めるとともに、福祉を学んでいる大学生や高校生等による幅広いボランティア活動や機能の拡大・強化について支援します。	障害福祉課
2	障害のある人自身のボランティア活動	障害のある人自身によるボランティア等、自らの体験に基づいた相談や援助活動への取組を働きかけます。	障害福祉課
3	ボランティアやNPOの活動支援	住民参加によるまちづくりを進めるため、ボランティアやNPOが活動できる場や機会を提供し活動支援の充実に取り組みます。	障害福祉課 地域づくり 推進室

(3) 交流・ふれあいの促進

番号	施策	内容	担当課
1	作品展等の開催	障害者作品展等を開催し、作品の募集や展示方法の工夫、他の行事とのタイアップなど、障害の有無に関わらず多くの住民が参画できるよう内容の充実を図ります。	障害福祉課
2	障害者団体の支援	会員相互の助け合いや交流会・研修会を行う障害者団体、親の会等の活動の支援や活動に関する情報発信を広報紙等で行います。	障害福祉課

基本目標 4 安心して暮らせる支え合いのまちづくり

1 生活環境の整備

【現状・課題】

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を営みながら社会参加を行っていくために、民間施設や公共施設のバリアフリー化等、生活環境や住環境の整備は不可欠です。

市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、公園・観光トイレ、スポーツ施設など、多くの人が利用する公共施設について、ユニバーサルデザイン化の概念を反映した整備を行いました。

(1) 福祉のまちづくりの推進

番号	施策	現状・課題
1	「人にやさしいまちづくり条例」の推進	「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、高齢者、障害者等が安全かつ円満に利用できる民間都市施設の整備を推進しました。
2	ユニバーサルデザインの普及・啓発	だれもが使いやすい施設や整備を目的としたユニバーサルデザインの考え方について、住民、民間事業者に対し普及・啓発を行いました。
3	施設の整備と情報提供	「人にやさしいまちづくり条例」及び、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、一定規模・用途の建築物の新築時の届け出の際に基準に適合するよう指導・助言を行いました。

(2) 住宅・建築物のユニバーサルデザイン化の促進

番号	施策	現状・課題
1	ユニバーサルデザイン化の促進	公園・観光トイレ、スポーツ施設など、多くの人が利用する公共施設について、ユニバーサルデザイン化の概念を反映した整備を行いました。

【今後の方針】

バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の考え方を反映したまちづくりを進めるとともに、障害の有無に関わらずユニバーサルデザインに対する理解を住民に広く普及します。

また、公共施設以外でも障害のある人が使いやすい施設整備を推進します。

(1) 福祉のまちづくりの推進

番号	施策	内容	担当課
1	「人にやさしいまちづくり条例」の推進	「人にやさしいまちづくり条例」の円滑な推進に努め、障害のある人の意見やバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の概念を反映したまちづくりが行われるよう、全市的な取組を行います。	障害福祉課 都市計画課
2	ユニバーサルデザインの普及・啓発	だれもが使いやすい施設や整備を目的としたユニバーサルデザインの考え方について、住民、民間事業者に対し普及・啓発を図ります。	障害福祉課 都市計画課
3	施設の整備と情報提供	「人にやさしいまちづくり条例」の趣旨に基づき、住宅、建築物、駐車場、スロープや障害者用トイレの整備等、障害のある人や高齢者の円滑な利用に配慮し、施設や設備の情報提供を進めます。	障害福祉課 都市計画課 財産活用課

(2) バリアフリー・ユニバーサルデザイン化の促進

番号	施策	内容	担当課
1	ユニバーサルデザイン化の促進	公民館・図書館等多くの人が利用する公共施設については、ユニバーサルデザイン化の概念を反映した整備を推進します。	生涯学習課 地域づくり 推進室 財産活用課
2	民間施設のユニバーサルデザイン化の促進	不特定多数の人が利用する民間施設の整備についても、「人にやさしいまちづくり条例」及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、障害のある人や高齢者等に配慮した施設となるよう普及・啓発を図るとともに指導、助言を行います。	都市計画課
3	民間住宅のリフォームの促進	障害のある人や高齢者向け住宅リフォームに関する相談体制を整備します。	都市計画課
4	低床バス等の導入	バス車両の更新時に合わせて低床車両や車椅子に対応した車両の導入など、公共交通のバリアフリー化を推進します。	商業・交通 政策課
5	ユニバーサルデザインタクシーの導入費用補助	高齢者や障害のある人がタクシーで移動しやすい環境を整備するため、タクシー事業者が行うユニバーサルデザインタクシーの導入に対する補助制度の創設を検討します。	商業・交通 政策課

2 移動・交通対策の推進

【現状・課題】

市では、令和5（2023）年より福祉タクシーの運行に加え同車両を活用し、難聴児等の学区外小学校へのスクールバスとして運用を開始しました。津山駅では、改札とプラットフォームをつなぐエレベーターの設置、内方線付き誘導用ブロックの設置、触知案内板の整備などのバリアフリー化工事が完了しました。障害のある人や高齢者等が外出しやすく活動の範囲を広める取組を実施することで、移動を支援する家族等、支援者の負担の軽減に努めました。

アンケートでは、交通・移動に関する補助サービスの利用状況について、「利用している」と回答した人の割合は2割未満となっており、その満足度について「現在の状態ではまったく不十分」、「現在の状態ではやや不十分」と回答した人の割合は2割台前半となっています。タクシー券や給油券、バス利用券の交付や、福祉移送サービスや福祉タクシーの運行等、障害のある人が外出しやすい環境づくりを推進していますが、障害のある人や高齢者にとって外出が不便になると自宅に引きこもりがちになることも考えられるため、公共交通機関の整備はもちろん、各種補助の割引率の増加など外出が困難な人への移動支援をさらに充実させる必要があります。

（1）交通対策の促進

番号	施策	現状・課題
1	道路施設の整備	国の補助金を活用し、市役所周辺で歩行者・自転車が多く通行する区域の街路樹伐採など、歩行空間を整備しました。歩道修繕や歩道新設時には点字ブロックの整備要否を検討しました。
2	駐車場利用者証制度の促進	障害福祉課・高齢介護課・健康増進課で「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証を交付し、身体障害者手帳交付や各種制度の手続き時等に、対象者やその支援者に制度を周知することで制度の利用促進を図りました。

(2) 移動方法・交通手段の充実

番号	施策	現状・課題
1	福祉タクシーの運行	福祉タクシーを運行することで、障害のある人や高齢者等が外出の機会と活動の範囲を拡大し、支援者の負担を軽減しました。また、難聴児等の学区外の小学校への送迎運用を令和5年度に開始しました。
2	タクシー券・給油券等の助成	事業を実施することで、障害のある人の社会参加を促進しました。今後はタクシー料金の運賃改定に伴い助成の増額が必要です。
3	福祉移送サービスの実施	移動自体、公共交通機関を使用することが困難な人に対し、自立と社会参加ができるよう事業を実施しました。
4	福祉バスの貸出し	障害者団体、障害者施設等の研修・スポーツ・レクリエーションでの福祉バスの利用促進を図りました。
5	公共交通機関の利便性の確保	津山駅で改札とプラットフォームを繋ぐエレベーターの設置、内方線付き誘導用ブロックの設置、触知案内板の整備などのバリアフリー化工事が令和5年3月に完成しました。
6	自動車運転免許取得等の助成	助成を行うことで、障害のある人の社会参加の促進を図りました。

【今後の方針】

道路や歩道におけるバリアフリー化や、安全確保を進めるとともに支援を必要とする人が移動支援のサービスを十分に受けることができるよう、ニーズに応じた対応に努めます。

また、より多くの人が出歩けるよう、公共交通機関の整備やAI技術を活用したデマンド交通を実施し利便性の向上を図ります。

(1) 交通対策の促進

番号	施策	内容	担当課
1	道路施設の整備	道路施設の整備については、歩行空間のバリアフリー化を推進し、歩行空間の確保、段差解消、点字ブロックの敷設や補修など安全性向上に努めます。また、信号機への視覚障害者用付加装置や横断歩道の誘導設備設置など、必要に応じ交通管理者へ要望します。	土木課
2	歩道の安全確保	歩道の放置自転車の解消など障害のある人等の移動の際の安全確保については、引き続き地域の協力を得て進めるとともに、啓発に努めます。	管理課
3	駐車場利用者証制度の促進	身体等に障害があり、歩行が困難な人に身体障害者等用駐車場の駐車スペースを優先して利用できる、「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証について、広く周知し活用を促進します。	障害福祉課 高齢介護課 健康増進課

(2) 移動方法・交通手段の充実

番号	施策	内容	担当課
1	福祉タクシーの運行	屋外での移動が困難な高齢者や障害者が外出しやすい環境を整備し、地域社会への参画を促進することを目的とし、車椅子又は担架のまま乗車できるタクシー運行を継続します。また、障害のある児童生徒の保護者負担軽減のため、同車両でのスクールバス事業を引き続き継続します。	障害福祉課 教育総務課
2	タクシー券・給油券等の助成	低所得世帯等で重度の障害のある人に対し、タクシー券・自家用車の給油券・バス利用券のいずれかを交付し、社会参加を促進します。また、タクシー運賃の基本料金及び燃料費の高騰を鑑みて助成額の拡大を検討します。	障害福祉課
3	福祉移送サービスの実施	低所得世帯であり、1～3級の下肢障害又は体幹機能障害のある人に対し、自立と社会参加の促進のため移送サービスを継続します。	障害福祉課
4	福祉バスの貸出し	障害者団体及び障害者施設等の研修・スポーツ・レクリエーション等への参加を促すため福祉バスの貸出しを継続します。	障害福祉課
5	公共交通機関の利便性の確保	JR、バスなど公共交通ターミナルの利便性の確保について、引き続き交通事業者と協力してスロープや多目的トイレの整備など、バリアフリー化を推進します。	障害福祉課 都市基盤整備課
6	自動車運転免許取得等の助成	就労や社会参加が見込まれる1～2級の身体障害のある人に対し、運転免許取得及び自動車改造についての助成を継続します。	障害福祉課
7	AI デマンド交通の運用	移動手段を持たない高齢者や障害のある人に対し、AI（人工知能）技術を活用したデマンド交通（予約型乗合交通）の実施により、外出・移動の支援をすることで社会参加を促進します。	商業・交通政策課

3 防災・防犯対策の推進

【現状・課題】

市では、「津山市地域防災計画」に基づき、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害のある人、医療的ケアを必要とする人等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するなどの取組を実施しています。

アンケートでは、災害時に一人で避難できる、支援者が周囲にいる人がともに4割台で、特に災害時に困ることとして挙げられたことは、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」、「投薬や治療が受けられない」との意見が多く、情報提供方法及び避難場所での障害のある人の環境整備を検討することが求められています。

詐欺被害全体の拡大傾向が続いている状況にあり、障害のある人は詐欺の被害にあいやすく、障害のある人及び関係する家族等への情報提供等を引き続き行っていく必要があります。

(1) 対策の充実と意識醸成

番号	施策	現状・課題
1	防災に関する意識の高揚	地域に出向いての防災講話や防災訓練において、防災に関する意識の高揚を図りました。 さらに障害のある人やその家族に対し、直接的に防災意識の高揚や啓発を図る必要があります。
2	自主防災意識の高揚	地域に出向いての防災講話や防災訓練において、マイタイムラインや個別避難計画について、周知を図りました。
3	防災知識の普及	障害者施設や関係団体からの依頼により、講話や防災ゲーム等を実施し、防災意識の普及・啓発に努めました。

(2) 緊急時の情報提供・避難体制

番号	施策	現状・課題
1	要配慮者支援体制の整備	対象と思われる住民に対し、要支援者名簿制度に関する同意勧奨文書を年に1回送付することにより、要支援者名簿を整備し、避難支援関係者間で情報を共有しました。
2	情報発信・提供体制の充実	災害時における情報発信では、台風や大雨等の発生が予想できる事象について、事前の注意喚起や情報提供、表現についても簡略に分かりやすい表現に努めました。 災害情報をきめ細かく発信できるような体制整備が必要です。
3	福祉避難所の確保	民間福祉施設と協定を締結し、災害発生時の福祉避難所として高齢者や障害のある人、妊産婦等の避難所において何らかの特別な配慮が必要な在宅の要支援者（要配慮者）を対象とした受入れ体制の確保に努めました。しかしながら、要支援者（要配慮者）の数に対し受入れ可能人数が少ない状況となっています。

【今後の方針】

災害時に支援が必要な人を把握し、支援が可能な地域の人々と協力して防災体制の整備を行い、災害発生時に福祉避難所が必要となる場合には福祉避難所の速やかな開設及び運営の依頼を行います。

また、地域に住む住民一人ひとりが防災への関心を高め、積極的に助け合い、緊急時の支援に取り組むことができるよう、さらに啓発を行います。

障害のある人やその家族等に対し、必要な情報の提供や消費者教育などを行う等、防犯意識を高め、身の回りの安全対策を進めるよう努めます。消費者トラブルについて、相談体制の充実を図ります。

(1) 防災対策の推進

番号	施策	内容	担当課
1	防災に関する意識の高揚	障害のある人やその家族等に対し、防災に関する意識の高揚を図る啓発を実施します。また、防災訓練に障害のある人の参加を促進し、災害時に安全に避難できるように努めます。	危機管理室 障害福祉課
2	自主防災意識の高揚	町内会や民生委員・児童委員、ボランティアなど地域住民の協力を得ながら、自主防災意識の高揚を図り避難対策と支援体制の充実に努めます。	危機管理室 障害福祉課
3	防災知識の普及	障害のある人やその家族、身体障害者相談員、知的障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及や啓発を行います。	危機管理室 障害福祉課
4	要配慮者支援体制の整備	障害のある人の被災を最小限にとどめる災害予防対策、応急対策、復旧対策が推進できるよう津山市地域防災計画において避難行動要支援者名簿により具体的な個別計画の整備に努めるとともに、福祉避難所の指定に向けて取り組みます。	危機管理室 生活福祉課 障害福祉課
5	情報発信・提供体制の充実	メールやSNS等を活用した行政等から発信する情報の活用を啓発します。また、市防災行政無線・緊急告知防災ラジオの活用による情報発信のほか、聴覚障害者に対しては、ファックスや遠隔手話通訳サービスでの情報提供を行います。	危機管理室 障害福祉課
6	福祉避難所の確保	老人福祉施設や障害者支援施設等と連携し、医療相談を受けること及び専門性の高いサービスを提供できること等を配慮し、災害時における福祉避難所として利用可能な施設の確保を進めます。	危機管理室 生活福祉課 障害福祉課

(2) 防犯対策の推進

番号	施策	内容	担当課
1	防犯対策の推進	障害のある人やその家族等に対し、必要な情報提供を行うなどして防犯意識を高め、身の回りの安全対策を進めます。	障害福祉課 環境生活課
2	消費者トラブルの防止	障害のある人やその家族等へ必要な情報提供や消費者教育などを行い、消費者トラブルの防止を推進します。また、相談体制の充実に努めます。	障害福祉課 環境生活課